

委員会提出議案第1号

安全・安心の医療・看護の実現と夜勤改善・大幅増員を  
求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定  
により提出します。

平成28年3月25日 提 出

提出者 文教厚生委員会

委員長 堀内 和久

## 安全・安心の医療・看護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書

厚生労働省は「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組みについて（5局長通知）」や「医師、看護職員、薬剤師などの医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備するため『医療分野の雇用の質』の向上のための取組みについて（6局長通知）」の中で医療従事者の勤務環境の改善のための取組みを促進してきた。また、医療提供体制改革の中でも医療スタッフの勤務環境改善が議論され、都道府県に対して当該事項に関わるワンストップの相談支援体制（医療勤務環境改善支援センター）を構築し、各医療機関が具体的な勤務環境改善をすすめるために支援するよう求め、予算化している。

しかし、国民の命と暮らしを守る医療・看護現場は深刻な人手不足となっている。そのため、労働実態は依然として厳しく、安心・安全の医療・看護を実現するためにも医師・看護師・介護職員の増員や夜勤改善を含む労働環境の改善は喫緊の課題となっている。

「医療機能の再編」を前提とした医療提供体制の改善ではなく、必要な病床機能は確保したうえで労働者の勤務環境を改善していくことによる医療提供体制の改善が求められている。2018年度には新たな看護職員需給見通しが策定されるが、これを単なる数値目標とするのではなく、看護師の具体的な勤務環境の改善を可能にする増員計画とし、そのための看護師確保策を講じていく必要がある。

安全・安心の医療・看護を実現するためにも、医師・看護師、介護職員の大幅増員・夜勤改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について要望する。

1. 看護師など「夜勤交替制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔12時間以上」とし、労働環境を改善すること。
2. 看護師など夜勤労働の規制を法律で行うこと。
3. 医師・看護師を大幅に増やすこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日  
橋本市議会

(提出先) 内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣